

組合 Q&A

決算関係書類等に関する
年度末事務手続き

「改正組合法」については、これまで改正のつど本誌でお知らせしてきましたが、今回は改めて決算関係書類を中心に、年度末から総会までの手続きを中心に述べます。

これまで、理事は① 通常総会の1週間前までに決算関係書類を監事に提出しなければならぬ② 通常総会の1週間前までに決算関係書類を主たる事務所に備え置かなければならない。とされていましたが、今回（平成18年）の改正により次のようにその手続きが明確化されました。

(1) 決算関係書類及び事業報告書は、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。
(2) 理事は、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を、通常総会の通知とともに組合員に提供しなければならない。

(3) 組合は、通常総会の2週間前に決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所及び従たる事務所

（従たる事務所へは写し）に備え置かなければならない。

また、今般の改正により、監事の監査を受けた後に理事会の承認を受けることとされました。

なお、監事の決算関係書類に係る「監査報告」の内容は次のとおりです。

① 監事の監査の方法及びその内容② 決算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。）が当該組合の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見③ 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見④ 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由⑥ 追記情報⑦ 監査報告を作成した日。

さらに、通常総会の招集にあたっては会議の目的たる事項（議案）を示すことで足りていました

が、これからは通常総会の招集にあたっては、決算関係書類、事業報告書、監査報告書を併せて提供（書面の場合は郵送）しなければならないことになりました。

さらに、監事が監査報告を理事に通知するまでの期間としては、組合から決算関係書類（業務監査権限を有する監事は事業報告を含む）が提供されてから、原則4週間を経過した日とされています（*監事が4週間以内に監査報告を理事に通知することは特段問題ではありません）。

このこと及び通常総会の2週間前までに決算関係書類及び事業報告書を事務所に備え置くことが義務づけられたことから、組合においては、決算関係書類及び事業報告書を監事へ提出した日から通常総会の開催日までは最低6週間を要しますので、年度末終了後に速やかに決算関係書類及び事業報告書を作成する必要があります。

その際、組合から監事への関係書類の提出期限は法律に特段規定されていないことから、個々の監事

の監査能力と監査に要する実際の期間を見極め、関係書類の作成期限を予め決定することが肝要です。

加えて、決算関係書類及び事業報告書の監事への提出時期、理事会の開催時期、通常総会の通知とともに決算関係書類及び事業報告書を組合員に提供する方法等について、個々の組合で検討することが必要です。

なお、組合員全員の同意がある場合には、総会の招集手続を省略することができますが、この場合には招集手続そのものを行う必要がないことから、決算関係書類、事業報告書を組合員に事前に提供する必要はないものと考えられています。

また、事前に提供することが必要なものは、決算関係書類、事業報告書及び監査報告であり、通常総会の議決を要することとなっている収支予算や事業計画などは事前提供の対象にはなっていません。

年度末から総会までのスケジュールを例示すると次ページのとおり。

年度末事務スケジュール

(3月決算、5月29日総会の場合の例示)

4月 1日	事業報告書及び決算関係書類の作成
	①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④損益計算書、⑤剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
4月 8日	監事へ事業報告書及び決算関係書類の提出
5月 7日	監事の監査報告の内容通知
	事業報告書及び決算関係書類の受領日から4週間経過した日 (*短縮可能)
5月14日	理事会の開催
	①事業報告書及び決算関係書類の承認、②事業計画、収支予算及び会費の賦課徴収方法その他通常総会提出議案の承認、③通常総会開催日時・場所、提出議案の決定
5月15日	通常総会開催通知の発送
	①事業報告書及び決算関係書類を通常総会の2週間前から5年間主たる事務所に備え置く、②事業報告書、決算関係書類及び監査報告書を添付し、通常総会会日の10日前までに通知の発送
5月29日	通常総会の開催
	①事業報告書及び決算関係書類の承認、②事業計画書、収支予算書及び会費の賦課徴収方法その他提出議案の承認
	理事会の開催
	役員改選があり、改選された理事全員の同意があった場合、代表理事の選任
6月 1日	法人税等の確定申告及び納税
	事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内(提出期限が土曜日にあたるときは翌々日が、日曜日・祝祭日にあたるときは、翌日が申告・納付期限)
6月12日	届出・認可申請
	決算関係書類の提出は通常総会の終了の日から2週間以内 役員変更届は変更後2週間以内 定款変更の認可申請は通常総会終了後すみやかに
	登記申請
	変更後(定款変更を伴うものは認可書が到達した日から)2週間以内、ただし出資金の変更は事業年度末日から4週間以内

◎詳細は 指導相談室 Tel.043-306-3285 / 松戸支所 047-368-3992

(松戸支所は3月末日で閉鎖されます。)